

在宅医療市民講座

「知っておきたい在宅医療」

- 平成29年11月14日 (火)
- 平成29年11月17日 (金)
- 平成29年11月28日 (火)

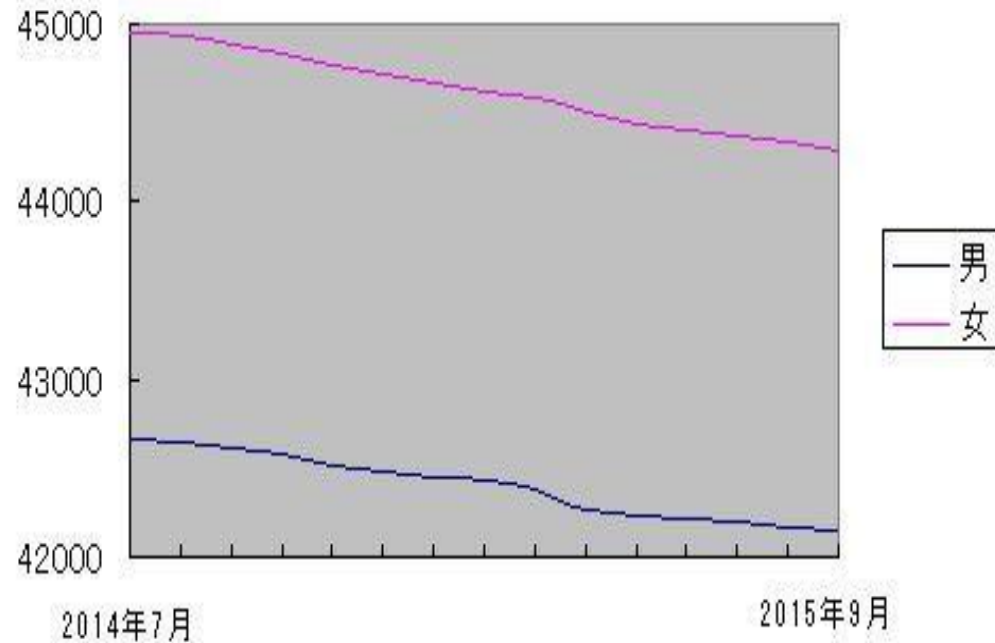
日光市人口推移

【平成26年7月～平成27年9月】

人口 日光市人口推移(2014年7月～2015年9月)



日光市男女別人口推移

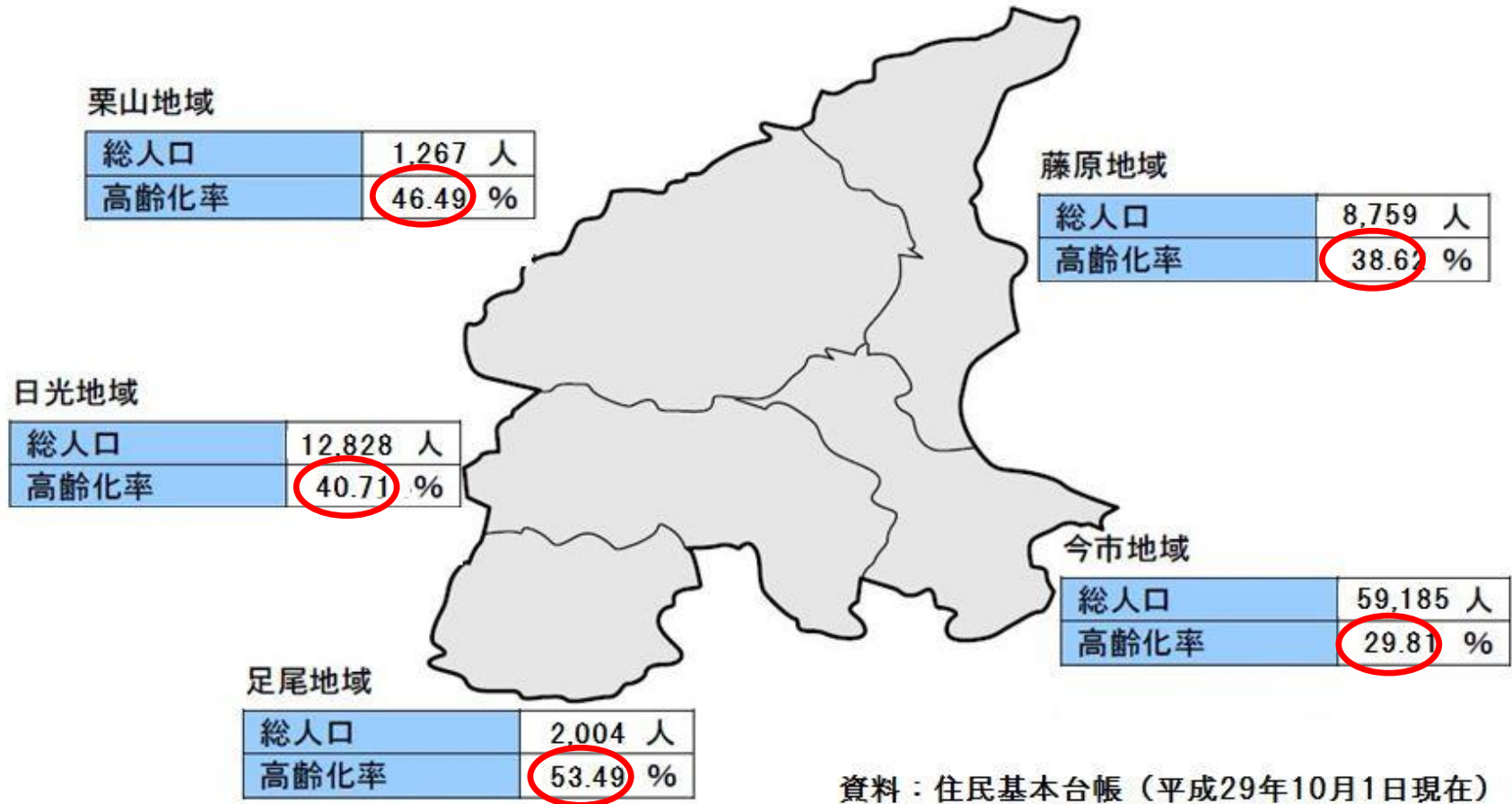


月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人口	87611	87582	87508	87414	87290	87199	87116	87044	86981	86770	86659	86621	86563	86496	86428
男	42659	42648	42617	42584	42521	42486	42455	42426	42389	42265	42227	42214	42194	42166	42147
女	44952	44934	44891	44830	44769	44713	44661	44618	44592	44505	44432	44407	44369	44330	44281

市町村合併2006(平成18)年頃の人口 約93000～94000人

日光市地域の高齢化率

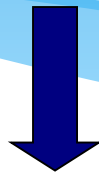
日光市総人口; 84043 人 高齢化率; 33.21 %



医療提供の体制の変化

病院完結型

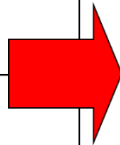
病院で全て完結するようなあり方



地域完結型

地域完結型医療へ

病院	地域
キュア	ケア
治す	癒す(支える)
根治	緩和
専門医	総合医
長寿	天寿



治す医療から支える医療へ

治すのみに専念し、QOLを考えてこなかった医療から、病気や障害を持っても生き活きと生き、穏やかに人生を終えるところまで支える医療へ考え方を変える。



安定した生活が維持できるような生活支援を含めた医療体制の構築が重要

多くの仲間とチームを組むことで実現！

在宅医療とは



- * 病院や診療所への通院が難しくなった時、自宅など「**生活の場**」に、医師や看護師などが訪問して、診察や治療、健康管理などを行うことを言います。
- * 病気や障がいがあっても、住み慣れた場所で暮らせるように、医師や介護の専門家がチームを組んで支援します。

生活の場とは



自宅だけでなく、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、グループホームなども在宅医療の対象になります。

在宅医療の概念

生活の場で、
通院困難者に対して、
医療者が訪問して、
患者・家族の希望を汲んで提供する
全人的(年齢・性別・疾病・障害にかかわらない)で
包括的(予防・介護・福祉・住宅・家族・地域を視野)で

望まれば、住み慣れた、居心地のよい生活の場で看取る医療

主役は~~訪問看護師~~ 患者さんと家族

在宅医の役割 病態判断(診断)と包括的指示と責任

在宅医療の姿

暮らしの場で人生を支える医療

医療技術は病院に遜色がない

多職種協働 地域連携 365日・24時間

訪問診療と往診の違い

往診は・・・

緊急時など必要時に行く
診察

容態が悪化の対応のみになるため、すぐに入院してしまうことが多いです。



訪問診療は・・・

日にちを決め、定期的に行く
診察

定期的に訪問し診察するため、容態悪化の予防や施設にいないがらの長期療養も可能になります。



在宅医療の対象となる人は・・・

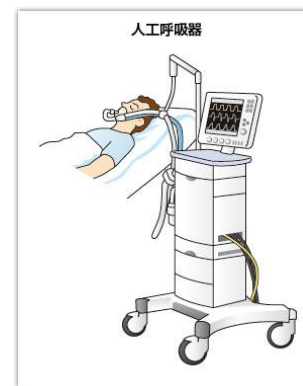
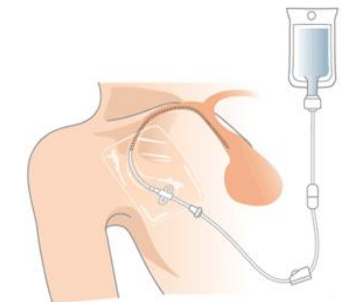
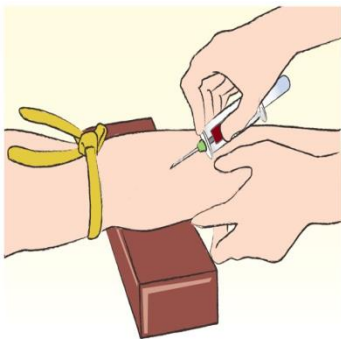
病気、ケガなどによって医療機関への通院が困難な人

- * 足腰が不自由になり一人での外出、通院が困難になった
- * 心臓や呼吸器の病気で少し動くと息切れがして通院が困難
- * がんによる痛みや体力低下によって通院ができなくなった
- * 病院からの退院後、自宅での療養が必要になった
- * 神経や筋肉などの難病で、人工呼吸器や自宅での医療処置が必要
- * 認知症により、在宅でのケアや医療が必要
- * 自宅での看取りを希望している

在宅療養の内容は・・・

- * 全身状態の診察を基本として
- * お薬の処方
- * 中心静脈栄養
- * その他の点滴
- * 経管栄養
- * 酸素療法
- * 人工呼吸器の管理等の医療措置 など
- * 褥瘡(床ずれ)などの処置
- * 認知症の方へのケア





認知症の方へのケア

在宅療養を支える人たち

～ 自宅で受けられるサービス ～

ケアマネジャー



自宅でどのような療養生活を送るか、具体的な計画を立てる居宅介護支援専門員。

食事の準備や買い物、掃除の家事援助、入浴や排せつ、病院のつき添いなどの身の回りの世話をしてくれる。



ホームヘルパー

体の状態に応じて必要なりハビリテーションを行う。家族に負担のない介護法などを教えてくれる。

理学療法士



在宅での生活



医師の処方箋により薬の調剤。自宅まで薬を届けたり、薬の飲み方や副作用、薬の管理を教えてくれる。



在宅医

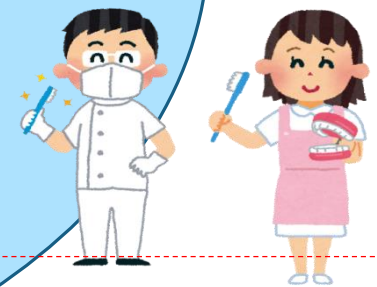
訪問看護師



自宅でも施設でも、実際に訪問して、生活の場で医療を行う医師。

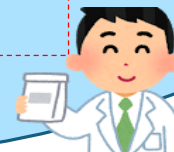
歯科医師

衛生士



歯科医院に通うことができない人のお住まいを訪問し、虫歯の治療や口腔ケア、入れ歯の調整を行う。

薬剤師



訪問看護ステーションとは

- * 子どもからお年寄りまで、年齢に関係なくどのような病気をお持ちの方でも、住まいに訪問して看護を提供できる。
- * 寝たきりで医療機器をつけている人など、介護度が高い人だけでなく、通院している人も訪問看護は受けられる。

例えば

- ・体温や脈拍、血圧、呼吸などをチェックし、状態に応じて助言
- ・血圧の管理や糖尿病の食事管理を行い病気が悪化しないように助言
- ・通院で抗がん剤治療を受けている場合の副作用のケア など

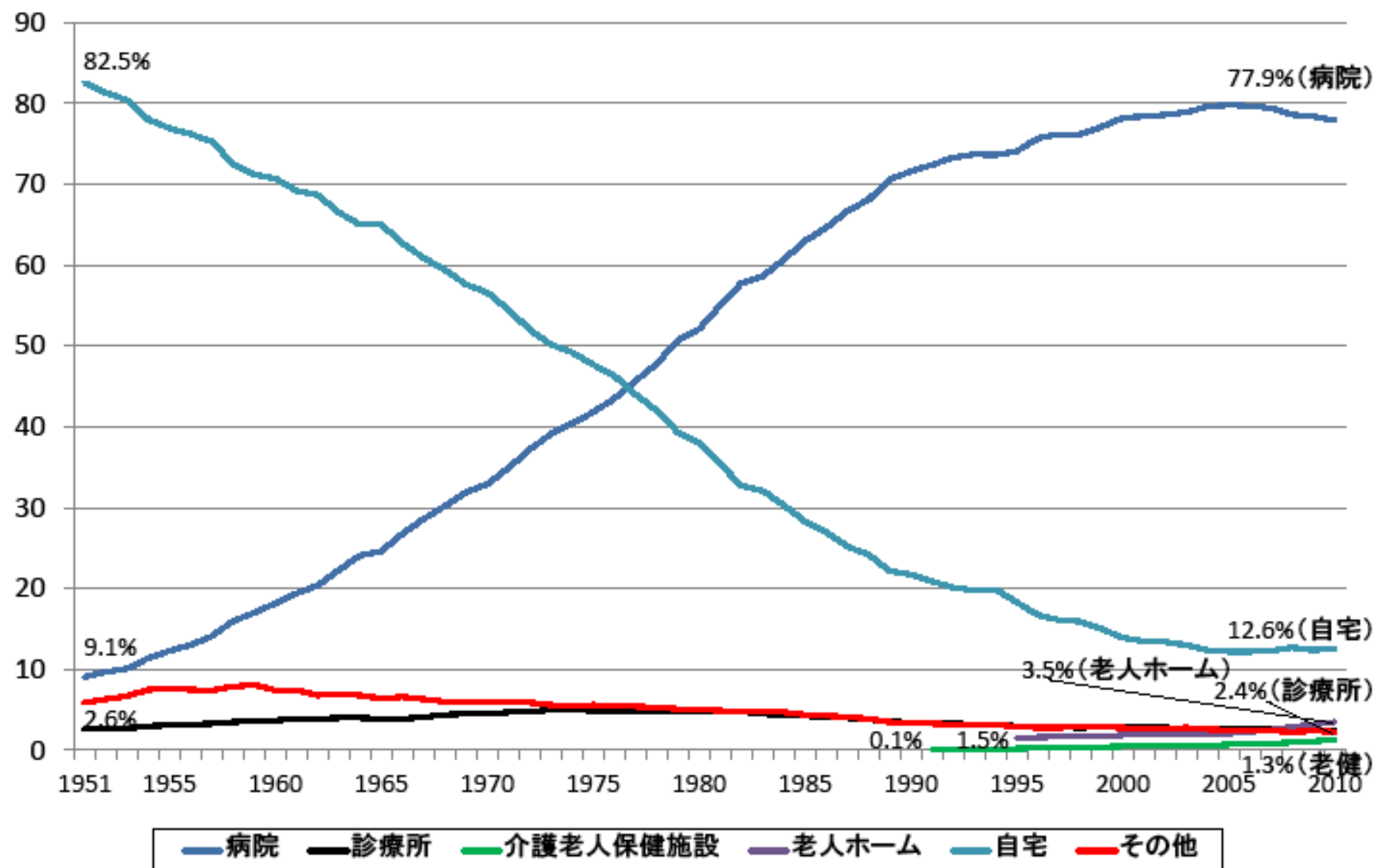
その他の訪問看護サービス内容

サービス内容	サービス内容
■療養生活のお手伝い 医師の指示による医療処置 在宅酸素、人工呼吸器など医療機の管理 点滴・注射・服薬の指導	■リハビリテーション 運動機能の回復・低下予防 飲み込む機能の回復・低下予防
■認知症ケア 事故防止、認知症介護の相談・工夫をアドバイス	■療養環境の調整 医療機器の配置 福祉用具・住宅改修の助言
■家族等への介護支援・助言 介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応	

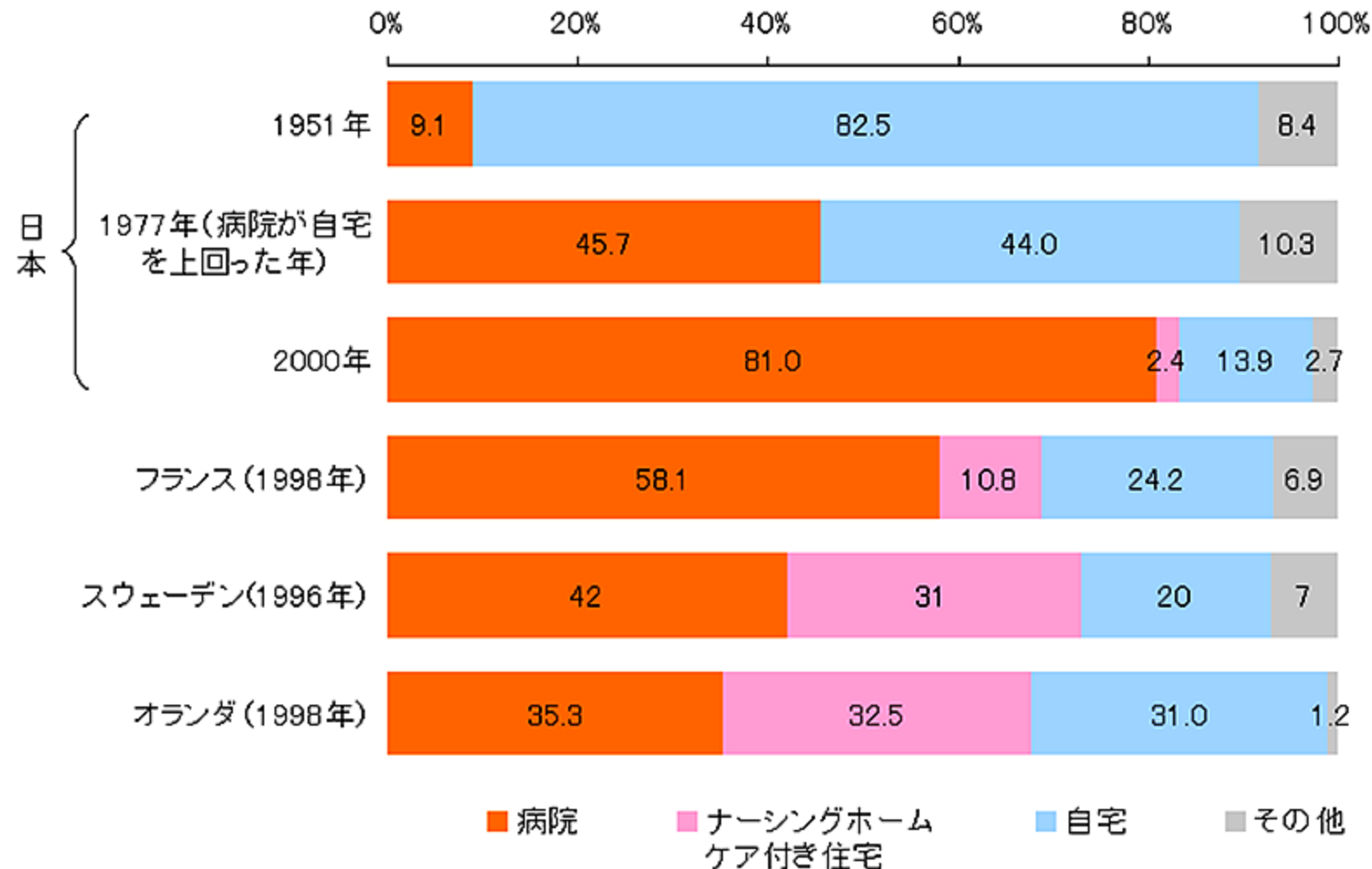


医療の知識や技術をもつ訪問看護師とゆっくり話ができるので、
自宅での療養生活を**安心**して続けられます。

死亡場所の推移



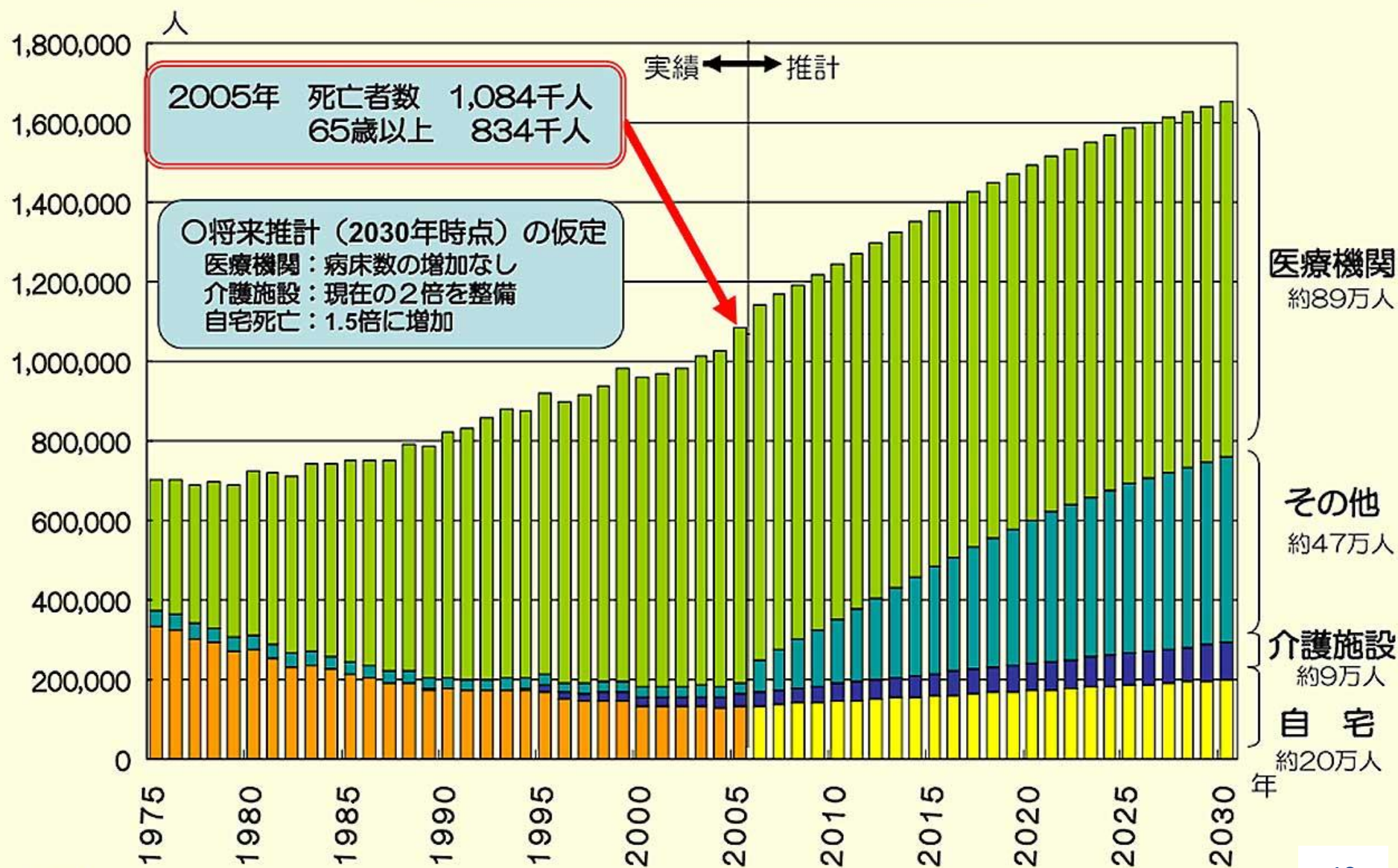
死亡場所の推移と各国比較



(注) 海外及び日本(2000年)は医療経済研究機構「要介護高齢者の終末期における医療に関する研究報告書」による。それ以外は人口動態統計による。

(資料) 東京新聞「生活図鑑」2012.7.1

今後の看取りの場は？



【資料】

2005年（平成17年）までの実績は厚生労働省「人口動態統計」

2006年（平成18年）以降の推計は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2006年度版）」から推定

※介護施設は老健、老人ホーム

終末期医療に関する調査

図1 日本人の現在の死亡場所

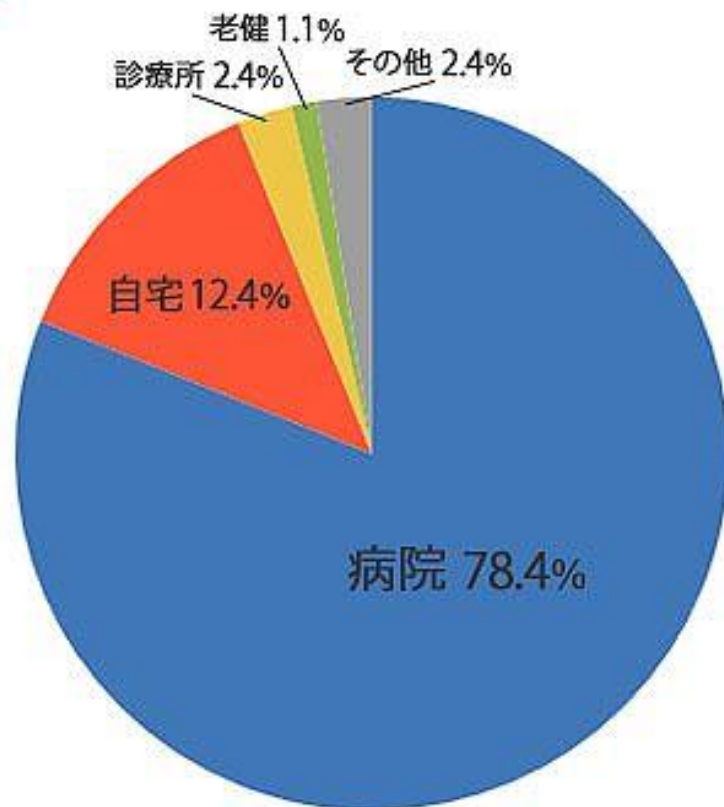
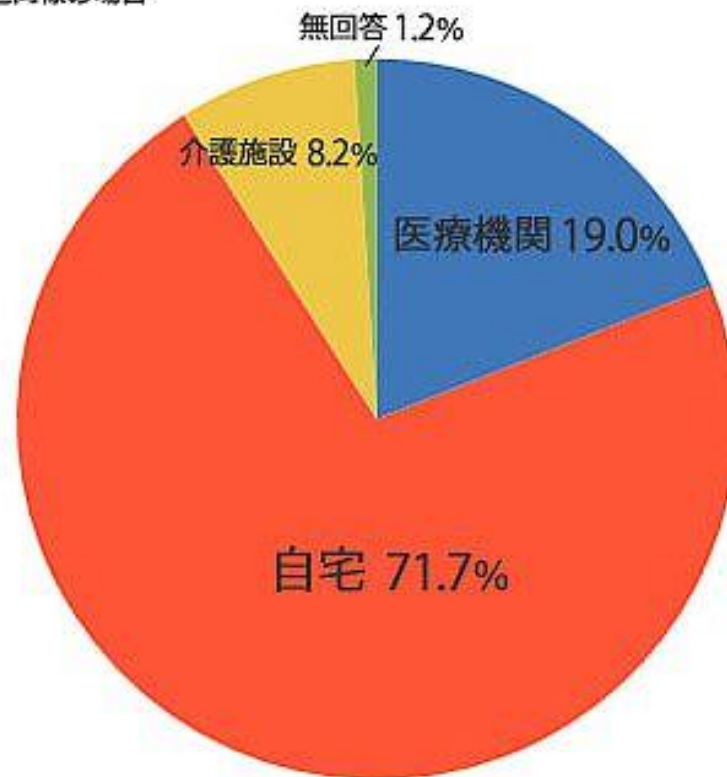


図2 人生の最終段階を過ごしたい場所

※末期がんであるが食事はよくとれ、痛みもなく、意識や判断力は健康なときと同様の場合



終末期医療に関する国の指針

- * 最も重要な原則
患者本人の意思決定を基本にする
- * 医師の独断を避ける為
医師・看護師・ソーシャルワーカーらによる
「医療・ケアチーム」で対応
- * 患者の意思が不明な時
家族と話し合い、患者にとって最善の治療
方針をとる

在宅看取りの対象

- * 人が亡くなる原因は様々
 - 癌
 - 老衰
 - 認知症、神経難病等ある程度予測可能。
- * 病院に入院しても治療に限界
- * 病院に入院しない方が良いと推測される場合、
 - 認知症、せん妄（家族のケアが可能な場合）

在宅療養を始める(在宅医療を受ける)までの流れは？

○かかりつけ医がいる場合

病気や体が不自由になり通院が大変になってきた



かかりつけ医に相談



かかりつけ医が訪問診療を開始



かかりつけ医の判断で訪問看護、
訪問リハなどの医療サービスを受ける



地域包括支援センター等に相談し、
介護保険の認定を受ける



ケアマネジャーが必要な
介護サービスのプランを作成する



必要な介護サービスの
開始



在宅での療養がしやすい
ように住環境を整える

○かかりつけ医がない場合

病状、身体の状態などから退院後に在宅での療養が必要



病院の地域連携室から訪問診療してくれる医師の紹介を受ける



退院前に介護保険の申請を行う



入院中に、病院の医師、看護師などと在宅を担当する医師、看護師、ケアマネジャーなどが話し合いをして、スムーズに病院から在宅へ移行できるようにする



退院直後から訪問診療や訪問看護を受ける



退院直後から必要な介護サービスを受ける



在宅での療養がしやすいように住環境を整える

医療と介護の 身近な相談窓口



お気軽にご相談
ください！

日光市 地域包括支援センター	藤原・栗山 地域包括支援センター	日光・足尾 地域包括支援センター
☎ 0288-21-2137 日光市中央町15番地4	☎ 0288-76-3333 日光市鬼怒川温泉大原2番地	☎ 0288-25-3255 日光市花石町1942番地1
今市南 地域包括支援センター	今市東 地域包括支援センター	今市北 地域包括支援センター
☎ 0288-25-6444 日光市板橋2190番地2	☎ 0288-26-6537 日光市根室607番地5	☎ 0288-21-7081 日光市倉ヶ崎605-7

或いは担当のケアマネージャーに！